

1. 概要

- 平成27年通常国会で成立した「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律」により、資格取得後3年間は当該自治体内のみで保育士として働くことができ、4年日以降は全国で働くことができる「地域限定保育士(正式名称：国家戦略特別区域限定保育士)」となるための試験制度を新たに創設。
- 地域限定保育士試験は、8月に全国で行われる試験に加えて、2回目の試験として実施予定。

2. 実施時期（平成27年度）

地域限定保育士筆記試験：平成27年10月24日（土）・25日（日）

地域限定保育士実技試験：平成27年12月13日（日）

3. 実施自治体（平成27年度）

神奈川県、大阪府、沖縄県、千葉県（対象地域：成田市）

4. 受験手数料（平成27年度）

12,700円（手数料払込票の郵送料等が別途必要）

平成28年度における保育士試験の年2回実施について

○概要

保育士確保を図るため、平成27年1月に策定した保育士確保プランに基づき、平成27年9月に施行した改正後の国家戦略特別区域法において創設された地域限定保育士試験に加え、通常の保育士試験についても、平成28年度から実施予定。

○実施時期

保育士試験の年2回実施による1回目試験と2回目試験までの準備期間や台風等の影響などを考慮し、これまで8月に実施していた保育士試験（1回目）の筆記試験を4月に、2回目の保育士試験及び地域限定保育士試験の筆記試験を10月に実施予定。

○短大の卒業見込等による受験資格要件の見直し

通常の保育士試験を4月に変更することに伴い、これまで短大の卒業見込等により受験資格要件を満たす受験者が受験できなくなるおそれがあることから、引き続き短大卒業見込等の受験者が受験できるよう、所要の見直しを実施。